

パブリックコメントの結果

パブリックコメント案の名称	台東区屋外広告物景観ガイドライン	
意見募集期間	平成30年2月28日(水)から平成30年3月20日(火)まで	
意見受付件数	3件	
提出方法の内訳	ホームページ	3件
提出された意見と区の考え方 (類似する意見は、取りまとめて掲載)		
意見	区 の 考 え 方	
<p>台東区は、それぞれの地区に歴史や個性あるところが魅力的である。屋外広告物の景観についても、画一的な誘導ではなく、それぞれの地区の個性が共存できるような誘導を図ってほしい。本ガイドラインはそのような構成になっているので、今後の活用に期待したい。</p>	<p>本ガイドラインでは台東区全域のガイドラインを示すとともに、特に配慮すべき地区を設定し、地区ごとのガイドラインも示しております。</p> <p>今後は本ガイドラインを活用し、地区の個性を活かした景観誘導を図ってまいります。</p>	
<p>点滅を伴う映像や照明を使用した低層部の屋外広告物について、歩行者や自動車運転手等の視野に入りやすく、安全の面から配慮を求めべきでないか。</p> <p>また、占用許可を受けていない違法広告物に対する指導や撤去を徹底することをガイドラインに記載すべきではないか。</p>	<p>ご指摘の点は東京都屋外広告物条例により規制されており、今後も関係機関と連携を図り、規制、指導してまいります。</p>	
<p>現行制度の中で、広告宣伝車を規制することは難しいと考えるが、これらは、色彩、音量、照明など周辺への配慮を欠いたものが見受けられる。区内を走行する宣伝車について、本ガイドラインに配慮を求めること、あるいは、今後の検討課題として記載できないか。</p>	<p>ご指摘の点は東京都屋外広告物条例により規制されており、今後も関係機関と連携を図り、規制、指導してまいります。</p>	